①

議　案　書

教育委員会

令和８年１１月定例会

議　事　日　程

日　程　1　第６０号議案　……　Ｐ　３～　６
長崎市立小、中学校事務共同実施室運営規程の一部を改正する規程

日　程　2　第６１号議案　……　Ｐ　７～１１
長崎市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

日　程　3　第２９号報告　……　Ｐ１２～１５
教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認について（長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程）

日　程　4　第６２号議案　……　Ｐ１６～２１
長崎市出島史跡整備審議会委員の委嘱について

日　程　5　第３０号報告　……　Ｐ２２～３０
長崎のもざき恐竜パーク指定管理者候補者選定審査会の審査結果について

日　程　6　第３１号報告　……　Ｐ３１～３５
公の施設の指定管理者の候補者の選定について（長崎のもざき恐竜パーク）

日　程　7　第６３号議案　……　Ｐ３６～４２
議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について

日　程　8　第３２号報告　……　Ｐ４３～４５
長崎市教育支援委員会の審議結果について

第６０号議案

長崎市立小、中学校事務共同実施室運営規程の一部を改正する規程

長崎市立小、中学校事務共同実施室運営規程（平成２１年教育委員会訓令第１１号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１１月１１日提出

長崎市教育委員会
教育長　　西　本　徳　明

理　由

大浦中学校を廃止することに伴い、構成する学校から削除する必要があるのと、一部の地区について再編を行いたいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第２条第１項第７号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 別 紙 」

長崎市立小、中学校事務共同実施室運営規程の一部を改正する規程

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>共同実施地区</th><th>共同実施室を構成する学校</th></tr>
<tr><td>東部第１</td><td>東長崎中、古賀小、矢上小、高城台小</td></tr>
<tr><td>東部第２</td><td>日見中、橘中、戸石小、日見小、橘小</td></tr>
<tr><td>東部第３</td><td>桜馬場中、片淵中、伊良林小、諏訪小、上長崎小</td></tr>
<tr><td>東部第４</td><td>長崎中、高島小中、桜町小、西坂小</td></tr>
<tr><td>南部第１</td><td>小島中、日吉小中、茂木中、小島小、愛宕小、茂木小</td></tr>
<tr><td>南部第２</td><td>梅香崎中、戸町中、仁田佐古小、大浦小、戸町小</td></tr>
<tr><td>南部第３</td><td>小ケ倉中、土井首中、小ケ倉小、南長崎小、土井首小、南陽小</td></tr>
<tr><td>南部第４</td><td>深堀中、香焼中、伊王島小中、深堀小、香焼小</td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>共同実施地区</th><th>共同実施室を構成する学校</th></tr>
<tr><td>東部第１</td><td>東長崎中、古賀小、矢上小、高城台小</td></tr>
<tr><td>東部第２</td><td>日見中、橘中、戸石小、日見小、橘小</td></tr>
<tr><td>東部第３</td><td>桜馬場中、片淵中、伊良林小、諏訪小、上長崎小</td></tr>
<tr><td>東部第４</td><td>長崎中、高島小中、桜町小、西坂小</td></tr>
<tr><td>南部第１</td><td>小島中、日吉小中、茂木中、小島小、愛宕小、茂木小</td></tr>
<tr><td>南部第２</td><td>大浦中、梅香崎中、仁田佐古小、大浦小</td></tr>
<tr><td>南部第３</td><td>戸町中、小ケ倉中、戸町小、小ケ倉小、南長崎小</td></tr>
<tr><td>南部第４</td><td>土井首中、深堀中、香焼中、伊王島中、土井首小、南陽小、深堀小、香焼小、伊王島小</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

西部第１	三重中、三重小、畝刈小、鳴見台小
西部第２	福田中、西泊中、丸尾中、福田小、小榊小、飽浦小、朝日小
西部第３	淵中、小江原中、稲佐小、城山小、小江原小、桜が丘小、式見小
北部第１	緑が丘中、岩屋中、西城山小、西町小、西北小、滑石小
北部第２	西浦上中、三川中、西浦上小、女の都小、三原小、西山台小
北部第３	山里中、高尾小、山里小、坂本小、銭座小
北部第４	滑石中、横尾中、大園小、北陽小、横尾小、虹が丘小
野母崎・三和	野母崎中、三和中、野母崎小、蚊焼小、為石小、晴海台小、川原小
外海	外海中、池島小中、神浦小、外海黒崎小
琴海	琴海中、形上小、長浦小、村松小

西部第１	三重中、式見小、三重小、畝刈小、鳴見台小
西部第２	福田中、西泊中、丸尾中、福田小、小榊小、飽浦小、朝日小
西部第３	淵中、小江原中、稲佐小、城山小、小江原小、桜が丘小
北部第１	緑が丘中、岩屋中、西城山小、西町小、西北小、滑石小
北部第２	西浦上中、三川中、西浦上小、女の都小、三原小、西山台小
北部第３	山里中、高尾小、山里小、坂本小、銭座小
北部第４	滑石中、横尾中、大園小、北陽小、横尾小、虹が丘小
野母崎・三和	野母崎中、三和中、野母崎小、蚊焼小、為石小、晴海台小、川原小
外海	外海中、池島小中、神浦小、外海黒崎小
琴海	琴海中、形上小、長浦小、村松小

附　則

この規程は、令和１０年４月１日から施行する。

「参　照」

○　長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第２条　教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中　略〕

⑺　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第６１号議案

長崎市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

長崎市公民館条例施行規則（昭和３５年教育委員会訓令第３号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１１月１１日提出

長崎市教育委員会

教育長　　西　本　徳　明

理　由

長崎市高浜地区公民館及び長崎市野母地区公民館の休館日について実態に合わせたいのと、長崎市黒崎地区公民館がふれあいセンターへ移行することに伴い、黒崎地区公民館に関する規定を削除したいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第２条第１項第７号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 別　紙 」

長崎市公民館条例施行規則（昭和３５年１２月１日教育委員会規則第３号）の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（休館日） 第５条　公民館の休館日（北公民館の休館日を除く。）は、次のとおりとする。 (1)　長崎市東公民館 ア　１２月２９日から翌年の１月３日まで イ　教育委員会が管理上必要があると認める日 (2)・(3)　［略］ (4)　長崎市三重地区公民館 ア　月曜日 イ　休日（休日が月曜日に当たるときは、その翌日） ウ　１２月２９日から翌年の１月３日まで	（休館日） 第５条　公民館の休館日（北公民館の休館日を除く。）は、次のとおりとする。 (1)　長崎市東公民館、長崎市高浜地区公民館及び長崎市野母地区公民館 ア　１２月２９日から翌年の１月３日まで イ　教育委員会が管理上必要があると認める日 (2)・(3)　［略］ ［新設］

エ　教育委員会が管理上必要があると認める日	
(5)　長崎市香焼公民館、長崎市三和公民館、長崎市川原地区公民館及び長崎市為石地区公民館	(4)　長崎市香焼公民館、長崎市三和公民館、長崎市川原地区公民館及び長崎市為石地区公民館
ア　月曜日	ア　月曜日
イ　休日	イ　休日
ウ　１２月２９日から翌年の１月３日まで	ウ　１２月２９日から翌年の１月３日まで
エ　教育委員会が管理上必要があると認める日	エ　教育委員会が管理上必要があると認める日
(6)　長崎市高浜地区公民館及び長崎市野母地区公民館	［新設］
ア　日曜日及び土曜日	
イ　休日	
ウ　１２月２９日から翌年の１月３日まで	
エ　教育委員会が管理上必要があると認める日	
(7)　長崎市外海公民館	(5)　長崎市外海公民館及び長崎市黒崎地区公民館
ア　火曜日	ア　火曜日
イ　休日の翌日	イ　休日の翌日
ウ　１２月２９日から翌年の１月３日まで	ウ　１２月２９日から翌年の１月３日まで
エ　教育委員会が管理上必要があると認める日	エ　教育委員会が管理上必要があると認める日

［削る］	(6)　前各号に掲げる公民館以外の公民館 ア　月曜日 イ　休日（休日が月曜日に当たるときは、その翌日） ウ　１２月２９日から翌年の１月３日まで エ　教育委員会が管理上必要があると認める日
２・３　［略］	２・３　［略］

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第５条第１項第５号の改正規定（「及び長崎市黒崎地区公民館」を削る部分に限る。）は、令和９年４月１日から施行する。

「参　照」

○　長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第２条　教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中　略〕

⑺　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第２９号報告

教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認について（長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程）

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正するにあたり、長崎市教育委員会教育長事務委任規則（昭和２７年長崎市教育委員会規則第６号）第２条第１項第７号の規定により、教育委員会の決定を経る必要が生じたが、教育委員会の会議を開催する暇がなく、同規則第３条第２項の規定により別紙のとおり臨時に事務を代理したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和８年１１月１１日提出

長崎市教育委員会

教育長　　西　本　徳　明

長崎市教育委員会訓令第６号

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年１０月３０日

長崎市教育委員会教育長　　西　本　徳　明

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第２（第４条関係）
個別専決事項
１　教育総務部総務課に関する事項
<table>
<tr><th rowspan="2">事項</th><th colspan="3">専決区分</th></tr>
<tr><th>部長</th><th>課長</th><th>係長</th></tr>
<tr><td>(1) ～ (12) ［略］</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(13) 職員（会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）に限</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
</table></td><td>別表第２（第４条関係）
個別専決事項
１　教育総務部総務課に関する事項
<table>
<tr><th rowspan="2">事項</th><th colspan="3">専決区分</th></tr>
<tr><th>部長</th><th>課長</th><th>係長</th></tr>
<tr><td>(1) ～ (12) ［略］</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(13) 一般職の非常勤の職員を任免すること。</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

を任免すること。							
(14) ～ (17) ［略］				(14) ～ (17) ［略］			
(18) 職員（会計年度任用職員に限る。）の休職又は復職を決定すること。	○			(18) ［新設］			

附　則

この規程は、令和８年１１月１日から施行する。

「参　照」

○　長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

（教育長に委任する事務）

第２条　教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中　略〕

⑺　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔中　略〕

（教育長に臨時に代理させる事務）

第３条　前条第１項の規定にかかわらず、教育委員会は、議決をもつて審査請求及び訴訟等に関する事務を教育長に臨時に代理させることができる。

２　教育委員会は、前条第１項各号に掲げるものであつても、緊急を要し会議を開くことができないときは、教育長に臨時に代理させることができる。

３　教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その旨を次の教育委員会の会議に報告し、承認を受けなければならない。

〔以下、略〕